

## 介護施設における選挙の不在者投票について

下記の対象サービスで埼玉県選挙管理委員会から指定を受けた施設では、入所している方の不在者投票を行うことができます。

詳細は、埼玉県選挙管理委員会又は川口市選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

### 【対象サービス】

老人福祉法第5条の3に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム

### 【問合せ先】

埼玉県選挙管理委員会（指定に関する事）

電 話：048-830-2695

ファックス：048-830-4740

川口市選挙管理委員会事務局（指定後に関する事）

電 話：048-259-7941・7942

ファックス：048-258-5877

### 【参考】

病院等の指定施設での不在者投票（川口市選挙管理委員会事務局）

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/06020/010/17/28451.html>

不在者投票施設になるためには（埼玉県選挙管理委員会）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/e1701/fuzaisyatouhyoushisetsunaruru.html>